

75歳以上と65歳から74歳までで一定のしょうがいのある方が対象

長寿医療制度（後期高齢者医療） のお知らせ

昨年10月以降、年金からの保険料のお支払いがなかった方は、今年度の保険料のお支払い方法が年度途中で変わります。

平成20年度の年間保険料が、保険料軽減措置（均等割8.5割軽減、所得割5割軽減）により平成20年8月又は10月の年金からのお支払いをもって終わっていた方で、今年度の保険料を引き続き年金からのお支払いとされている場合は、9月までは納入通知書又は口座振替によるお支払いとなり、10月からは年金からのお支払いへと年度途中で変わりますのでご注意ください。（申し出により口座振替に変更することができます。）

今年度の保険料のお支払い方法につきましては、すでにお送りしています平成21年度後期高齢者医療保険料納入通知書、又は広報あびら8月号によりご確認ください。

（例）平成20年8月、10月の年金からのお支払いで、平成20年度保険料のお支払いが終わった方

【平成20年度のお支払い】

当初 保険料納期別内訳

（単位：円）

保険料軽減区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	20年度保険料
均等割7割軽減	2,100	2,100	2,100	2,200	2,200	2,200	12,900

7割軽減が
8.5割軽減へ

平成20年度の年度途中における保険料軽減措置の変更により、8月の年金からのお支払いで、平成20年度保険料のお支払いが終わりとなりました。

変更後 保険料納期別内訳

（単位：円）

保険料軽減区分	4月	6月	8月	10月	12月	2月	20年度保険料
均等割8.5割軽減	2,100	2,100	2,100	0	0	0	6,300

年金からのお支払い

軽減措置の変更により8月の年金でお支払いが終わりしました。

平成20年度の途中で保険料額が12,900円から6,300円に変わりました。

【平成21年度のお支払い】

当初 保険料納期別内訳

（単位：円）

保険料軽減区分	6月	7月	8月	9月	10月	12月	2月	21年度保険料
均等割8.5割軽減	900	900	900	900	900	900	900	6,300

9月分までは、納入通知書又は口座振替によりお支払いください。

10月以降は、年金からのお支払いとなります。（口座振替に変更されている方は除きます。）